平成３０年第４回　飯塚市議会会議録第６号

　平成３０年１２月１４日（金曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第８日　　１２月１４日（金曜日）

第１　一般質問

第２　議案に対する質疑、委員会付託

１　議案第　８９号　平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第５号）

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

２　議案第　９０号　平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

３　議案第　９１号　平成３０年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第２号）

　　　　　　　　　　　　（　福祉文教委員会　）

４　議案第　９２号　平成３０年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

５　議案第　９３号　平成３０年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

６　議案第　９４号　平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

７　議案第　９５号　平成３０年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

８　議案第　９６号　平成３０年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

９　議案第　９７号　平成３０年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

10　議案第　９８号　平成３０年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

11　議案第　９９号　平成３０年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　　　　（　福祉文教委員会　）

12　議案第１００号　平成３０年度飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

13　議案第１０１号　平成３０年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

14　議案第１０２号　平成３０年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

15　議案第１０３号　平成３０年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

16　議案第１０４号　飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

17　議案第１０５号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

18　議案第１０６号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

19　議案第１０７号　飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　　　　（　福祉文教委員会　）

20　議案第１０８号　飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　　　　（　福祉文教委員会　）

21　議案第１０９号　飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

22　議案第１１０号　飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

23　議案第１１１号　飯塚市同和対策施設条例を廃止する条例

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

24　議案第１１２号　飯塚市納骨堂条例

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

25　議案第１１３号　飯塚市農林水産業施設災害復旧事業受益者分担金条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

26　議案第１１４号　飯塚市農業施設条例

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

27　議案第１１５号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

28　議案第１１６号　飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

29　議案第１１７号　訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）

　　　　　　　　　　　　（　福祉文教委員会　）

30　議案第１１８号　事務の受託（電子情報処理組織による戸籍事務）

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

31　議案第１１９号　ふくおか県央環境広域施設組合の設立について

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

32　議案第１２０号　ふくおか県央環境施設組合規約の変更について

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

33　議案第１２１号　ふくおか県央環境施設組合の解散について

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

34　議案第１２２号　ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分について

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

35　議案第１２３号　飯塚市・桂川町衛生施設組合規約の変更について

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

36　議案第１２４号　飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散について

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

37　議案第１２５号　飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分について

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

38　議案第１２６号　市道路線の廃止

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

39　議案第１２７号　市道路線の認定

　　　　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

第３　追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

１　議案第１２９号　平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第６号）

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

２　議案第１３０号　平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

３　議案第１３１号　平成３０年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第３号）

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

４　議案第１３２号　平成３０年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

５　議案第１３３号　平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第３号）

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

６　議案第１３４号　平成３０年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第２号）

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

７　議案第１３５号　平成３０年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第２号）

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

８　議案第１３６号　平成３０年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

９　議案第１３７号　平成３０年度飯塚市水道事業会計補正予算（第２号）

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

10　議案第１３８号　平成３０年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第２号）

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

11　議案第１３９号　平成３０年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

12　議案第１４０号　平成３０年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第２号）

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

13　議案第１４１号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　　　　（　総務委員会　）

14　議案第１４２号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　　　　（　福祉文教委員会　）

第４　請願の委員会付託

１　請願第　１７号　「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則１割負担の継続を求める意見書採択についての請願

　　　　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

２　請願第　１８号　教室エアコン設置に関する請願

　　　　　　　　　　　　（　福祉文教委員会　）

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

　これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。７番　川上直喜議員に発言を許します。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い一般質問を行います。

第１は、「排水機場のポンプと水門の操作について」です。１点目のポンプの運転についてですが、本市には国の排水機場が８カ所、市の主な排水機場が６カ所あります。西日本豪雨の７月６日、夕方にかけて市内各地で土砂災害とともに浸水被害が発生し、多くの住民が極めて危険な状況に直面していました。市内のポンプは、記録によれば１６時３０分に水没し、職員、操作員が退避した頴田排水機場、故障停止から立ち直ったばかりの庄司側排水機場を含めて全てフル稼働していました。柳橋地区は水位が急上昇中で、既にあたり一面が海原のような状態で、柳橋公民館付近は過去経験のない浸水２メートルを超えました。市が議会の報告、したがって、市民に公表した行動記録は、１７時１０分、福岡県に大雨特別警戒警報と書き、次は１７時４５分、市長メッセージ放送２回目と書いています。この行動記録に書かれていない１７時４１分に住民の生命と財産にさらに大きくかかわる深刻な事態があったことを、私は９月２１日の決算特別委員会における質問で明らかにしました。私の質問に答えて片峯市長は、１７時４１分に遠賀川河川事務所長から直接電話連絡があったとして、その内容について、遠賀川の水位が計画高水位に達しており、これ以上水位が上昇すると危険な状態になり、堤防が決壊するおそれがある。そういう状況の中で、排水機場を停止するという判断を行う場合があるので、それは御承知おきいただきたい。また、停止するという判断を行うときには、再度連絡して協議しますというものであったと述べました。住民が経験したことない浸水被害に驚き、苦しんでいる最中にポンプの運転をとめることがあるのでしょうか。市長は、この電話連絡を受けて、誰と協議をしたか、また、それぞれの意見の内容を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　７月６日、金曜日、１７時４１分の遠賀川河川事務所長と片峯市長との電話のやりとりの後、市長から私と総務部長と防災危機管理監が呼ばれました。市長から、本流の氾濫という最悪の事態を回避するためということがあってもポンプを緊急停止すると大変な状況になると考えられるが、仮にポンプを緊急停止させた場合、浸水被害の拡大はどの程度まで想定されるものかとのお尋ねがございました。ハザードマップを用いまして、平成１５年、平成２１年以上の浸水被害が想定されることを申し上げました。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　このときに市長から浸水被害が想定される地域の避難者の状況を尋ねられましたので、開設している当時の避難所にこられた避難者数を私のほうから申し上げたところでございます。当時、飯塚地区においては１８２名の１７時現在の状況をお知らせしたと思っております。この避難者数の情報につきまして、同席していました防災危機管理監より、避難指示は出しているにもかかわらず、避難者数が少ないとの発言がありました。このことによりまして、市長から私に対し再度、避難の呼びかけを徹底するように指示がございました。その後、市内全域への避難指示を発信するとともに、浸水被害が想定される地域に対しまして、地元消防団よりの避難の呼びかけ、また、市からＳＮＳ等によりまして、市長のメッセージを４５分に防災無線で発信しましたので、この内容についても、ＳＮＳで呼びかけを発信して対応したところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　遠賀川河川事務所長から電話連絡を受けたのが１７時４１分、この会話にどのくらい時間がかかったのでしょうか。行動記録によれば避難を強く呼びかける第２回目の市長メッセージの放送が１７時４５分、ですから、協議は３分間の間ぐらいに行われたものと考えられるわけであります。果たしてそのとおりでしょうか。ポンプ運転に関する国との委託契約及び操作要領の中で、ポンプの運転停止については、どこにどのように書いてあるのかお尋ねをします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　遠賀川に係る国が所管する各排水機場のポンプ操作につきましては、国が定めます操作要領第３条、「洪水時における操作の方法」及び第４条、「平水期における操作方法」に基づいて操作を行っておるところでございます。ポンプの緊急停止につきましては、明確な記載はございませんが、排水機場操作要領の第５条、「操作方法の特例」に、所長は事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前２条の規定する方法以外の方法により、機場を操作することができるものとする。」との記載がなされております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　今の答弁で出てくる機場に関することなんですけれども、遠賀川水系庄司川水門及び庄司川排水機場操作要領の第５条にその他やむを得ない事情があるときは、と確かにあります。その場合、国がポンプを停止する基準及び手順がどうなっているかお伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　緊急的なポンプを停止に係る基準及び手順につきましては、操作要領の第５条、「操作方法の特例」に基づいて実施すると聞いております。その詳細につきましては確認ができておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　ポンプ停止の基準もわからなければ、手順もわからないということであります。遠賀川河川事務所長がとめたいと協議を持ちかけても、市長は、はいそうですかというわけにはいかないはずです。市長は先に紹介した決算特別委員会の答弁に続いて、「ポンプ運転停止の基準と手順の考え方を遠賀川河川事務所長に明らかにさせる必要があると考えます。市長は同様な状況になったときに、どう対応するべきかについて、今後きちんとマニュアル化していくことも必要だ。」と述べました。その後、どのような取り組みを考えているのか伺います。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　どのくらい水位が上がればポンプを停止させる等、事前にわかっていれば避難等の行動がより効果的かつ的確にとれますことから、緊急時におけるポンプ停止基準の共有や公表は必要であるというふうに考えます。

○議長（藤浦誠一）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　私も質問議員もおっしゃっておりますし、今の都市建設部長、答えましたとおり、排水機場のポンプ停止の方針、そして基準及びその手順につきましても、その必要性や重要性を認識しておりますし、今回の件で、それを心からというか、来年の出水期までには同じようなことがあってほしくないし、あってはなりませんが、それを用意すべきだという強い意志を持っております。遠賀川河川事務所と連絡をとりまして、出水期におけるポンプ停止ルールの有無について、具体的なものがあるのかという確認をいたしましたが、まだ、現状では具体的なルールまでは定めていないと聞いておりますので、今後、具体的なポンプ停止の基準について検討はするというように回答もいただいていますので、国から関係自治体と協議を行っていきますという意見もいただいていますので、飯塚市としてもそのことに積極的にかかわっていき、今ご指摘のような、きちんとした方針、基準、手順を定めていきたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　日本共産党が、私を含めて災害調査に１０月中旬、遠賀川河川事務所に行ったときに、ポンプ運転停止に関する国土交通省の通知が数年前に既に届いているという説明を聞きました。しかし、ポンプの運転をとめる判断をするときには、既に内水氾濫や深刻な浸水が既に始まっており、この段階で内水の排除を放棄するということであり、市民が共有している水害ハザードマップを超えるかもしれない危険事態を国と市が意図的に誘導することになります。地域防災計画や水防計画、災害弱者・要援護者の避難計画等、住民の生命、財産にかかわる重大な影響を与えるものであります。住民本位の立場から、国の考えを正確に捉えることがまず必要ではないでしょうか。

２点目は、水門の操作についてです。庄司川の水門が開いているのを７月６日、午後５時半と６時ごろに目撃したとする証言を紹介したわけですけれども、事実関係の調査を決算特別委員会で求めました。調査はどのように行ったかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　庄司川の水門から逆流をしているとの目撃情報でございますが、ポンプを運転していた時間帯におきまして水門を開けたという事実はございませんので、逆流という現象はないというふうに考えております。また、水門の開閉状況につきましては、２回調査を行っております。１回目は９月７日に操作員と市の担当者とで、本庁舎にて水門の開閉に関する聞き取り及び操作記録簿の確認により行っております。２回目は１０月２２日に操作管理委託をしておりますコースイ株式会社と遠賀川河川事務所と市とで、本庁舎にて９月７日と同様に聞き取り及び操作記録簿の確認を行っております。いずれの調査におきましても、適正に操作がされており、洪水時に水門は全閉していたことが確認をされております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　目撃証言があるにもかかわらず調査の結果、７月６日から７日にかけて水門を開けていないとの答弁であります。決算特別委員会では開けるはずがないとの答弁もありました。ところが、市が主催する１０月２日開催の防災リーダー養成研修会で講師を務めた防災危機管理監は、プロジェクターで映像を示しながら、「第４段階、最終段階では水門を開け、ポンプをとめる。」と説明をしました。これはどういう意味ですか。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　１０月に開催されました防災リーダー研修におきまして、ただいま議員申されるようなことにつきまして、スライドを使用し、河川氾濫防止のメカニズムと題したスライドを使用してその旨の説明を行っているということを確認いたしております。これにつきましては、この研修では水門とポンプの操作は対になっていて、水位を見ながらうまく操作をして、それぞれの両方の氾濫を抑制していくということを皆様にお伝えしたかった内容ではございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　私の質問には答えられていませんけど、また戻りましょう。ところで防災危機管理監のこのときの説明によれば、ポンプをとめるときには既にもう水門が開いているということになります。この認識を持つ防災危機管理監は７月６日、１７時４１分に遠賀川河川事務所長から電話連絡を受けた市長の協議に加わったときに、水門が開けられる可能性を指摘する発言はしなかったのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　先ほど申しましたとおり、市長から呼ばれたときにはそのようなことは一切申しておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　それは大変不思議です。この防災危機管理監の防災リーダー養成研修会での説明は、どの法律、どの条項に基づくものか答えてください。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　今回の河川氾濫防止のメカニズムの資料につきましては、法的な根拠というのはございません。危機管理監のほうが独自に作成した内容となっております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　それが本当かどうか後でまた重ねて聞きます。それで今の答弁だと防災危機管理監の説明は撤回するということになりますか。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　飯塚市の災害対策におきましても、市民の生命と財産を犠牲するということは当然のごとく考えておりませんが、災害の研修や講演等では、現在起こり得る最悪の事態を想定して、市民や研修生等にお伝えすることで、近年の異常気象と呼べるような突発的な災害に対して、正しい判断ができるような啓発を行っております。しかしながら、今回の防災リーダー研修におきまして、遠賀川水系において排水ポンプを停止させ水門を開放することで本流川の破堤を防ぎ、水門を開放するというような趣旨の説明を危機管理監が行っておりました。このことについては、そのようなことは先ほど排水機場の操作要領においても、排水ポンプの緊急停止や水門開放といった記載はございませんので、誤った説明になっていたと考えております。したがって、このような研修で申したことについては、撤回をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　この責任は誰にあるのかを含めて謝罪し、撤回すると文書で公表しますか。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　それで研修に参加されました市民の方に不適切な説明になったことにつきまして、直属の上司であります私のほうから深くお詫びを申し上げますとともに、この研修に参加された皆様には改めて正しい説明を申し上げることで責任を果たしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　そうすると、遠賀川水系についてはポンプは運転停止をすることがあるが、水門を開けることは絶対にないということですか。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　遠賀川河川事務所にも確認をいたしましたが、ポンプの緊急停止時におきまして水門を開けるということはありませんということでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　ポンプの運転をとめることができる判断の根拠について、先ほど遠賀川水系にかかわる排水機場操作要領の第５条にあると答えられました。それは本当なんでしょうか。であるならば、市がそういう解釈をするのであれば、この操作要領、つまり遠賀川水系庄司川水門及び庄司川排水機場操作要領には、この水門と排水機場ポンプがあわせて記載があるわけですね。ですから、水門についても遠賀川河川事務所長の判断で開放できるという危険性がずっと続いてきたし、これからも続いていくということになります。したがって、庄司川の水門開放については引き続き調査を求めるものであります。そもそも防災対策は住民本位の立場から、被災の現実から出発し、正確な情報の共有、共感と合意を土台に確実に進めるべきであります。

第２は、「コミュニティバスの運行の充実について」です。１点目は、まちづくり協議会の取り組みについてです。買い物支援バスの実施状況と経過をお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　昨日のご質問と同様になりますけれども、ご質問の買い物支援ワゴン運行事業につきましては、平成２７年度に鯰田地区まちづくり協議会において、自家用車を運転できない高齢者等、地域での買い物にお困りの方を支援するために始まりました取り組みでございまして、平成２９年度に筑穂地区においても、３月の一月間でございますけれども、試験的運行がされております。その後、他の地区のまちづくり協議会でも同様の取り組みが広がっておりまして、今年度は鯰田地区で５月から、飯塚東地区で７月から、穂波地区で８月から、庄内地区で９月から、幸袋と頴田地区で１１月からそれぞれ運行が開始をされております。また他の地区、２地区におきましても運行に向けて検討が進められておりまして、今年度、合わせて８地区において運行がされる見込みとなっておる状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　この間の運行状況を踏まえて、その評価と教訓を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　最初に運行しました鯰田地区では、毎年度の事業を実施する中で、実際の利用状況を踏まえ、運行日数や時間帯の見直しを行ってきた経緯もございます。このように、地域の関係者の協議により利用者のニーズに沿った形で運行がされておるものでございまして、利用者には喜ばれているものというような評価をいたしております。教訓ということでございますけれども、路線設定等を地域のまちづくり協議会にて運行設定いただいております。その運行がコミュニティ交通の補完という形で、主に土曜日、日曜日での運行かつ期間が限定でございますので、体系が複雑化しており、地域の公共体系としてはシンプルでわかりやすい体系にする必要性があるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　私は今言われた教訓のほかに、住民のニーズに応えた細やかな運行の改善がそれなりに迅速に行われるというのは、この買い物支援バスの運行が無料であるからだと思います。ここが鍵だと思います。

２点目は今後の対策についてであります。片峯市長は８月に市役所１階多目的ホールで筑穂地域の山間部で暮らす高齢者の皆さんと懇談をしました。山間部にもコミュニティバスを走らせてほしいという切実な訴えがありましたが、市長はどう受けとめられたか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　昨日も別の議員のご質問にお答えいたしましたが、筑穂地域の中山間地域にお住まいの方々の生活の実態を直接見る機会をこれまで持っておりましたので、その地域の方々からの要望の場面に直接、また、出会いましたので、私としても、特に高齢な方々が多ございました。何とか、市としてもその方々の買い物、生活支援にお役に立ちたいと素直に思った次第でございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　そうであればなおのこと、私は内住、馬敷、内野を初め山間部の実情に応じた安心で便利なコミュニティバスの運行を遅くとも来年４月から進めることを強く求めたいと思うわけです。答弁を求めます。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　現在のコミュニティ交通体系につきましては、民間事業者による運行を補完する形で市全域をコミュニティバスと予約乗り合いタクシーにより、交通空白地域がないような事業展開をいたしております。ご提案のコミュニティバスを隅々までという、多く走らせることにこしたことはございませんけれども、その効率性の観点からコミュニティバスと予約乗り合いタクシーの併用を行っているものでございます。現在はその事業の可能性を検証するために、現在、ご提案の買い物ワゴンの運行事業を行っております。

基本的には地域公共交通の見直しにつきましては、昨日の答弁と重なりますけれども、システムの件、今の現状の検証、運行事業計画の策定、事業者や市民との協議・説明、それから市民への周知と一定の期間を要します関係で、現在、３年スパンで大きな見直しを行っているところでございまして、本年度、２０２１年に向けて検証に着手いたしております。

次年度の見直しに当たりましては、民間の事業者による公共交通をできる限り確保しながら、市全域の抜本的な公共交通体系の構築に向けて研究を行い、市民にとって先ほど言いますように、教訓と言いましたけれども、わかりやすい、利用しやすい、かつ持続可能な交通体系を構築したいと考えております。そのように、現在は検証のために試行的に行っておるものでございまして、１２地区におきましては、意向確認しますと次年度も継続したいという意向でございます。そういうところの検証をしながら、次年度に向けてはできるだけ地域に応じたスタイルで試行運行できるように、調整を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　国の制度に縛られる行政のスパン、タイムスケジュールに合わせるだけではなくて、その間、ずっと高齢者が苦しみ続けるわけにいきません。その間は１年間のうち、一月とか、二月とかの運行ではなく、希望のある地域には希望の回数だけ、１年１２カ月間運行できるよう速やかに財政をとる必要があると思います。答弁を求めます。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　言われますように、地域の意見を全面的に受け入れながら事業を展開するにこしたことはございませんけれども、今現状は試行的に行っておる事業でございます。言われますとおり、一時的な期間限定でというところの課題もございますので、そこのところにつきましては、地域の方々ができるだけ、年間を通じて利用、試行できるような形で検証させていただきます。ただし、予算も限度がございますので、地域の方々と協議を進めながら、検証ができるような形での試行運転を次年度、考えていきたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　ぜひ、１年１２カ月、必要な回数だけ回れるように、試行であろうと何であろうと速やかに回していただきたいと強く要望しておきたいと思います。

第３は、「自然環境と生活環境の保全について」です。１点目は、野見山産業の土砂埋め立てについてです。この会社は２年前、本市の自然環境保全条例に違反して、事業計画を提出しないままに日鉄ボタ山跡地に県の許可地以外に膨大な土砂を搬入し続け、現在、県の不適切な指導によって許可区域を拡大して周辺の住民の平穏な暮らしを侵害しています。市は事前相談があったにもかかわらず、この状況を見逃してきたと、９月議会での私の一般質問に答えました。そこで、今回新たに提出された事業計画に関する住民説明会の手続の状況を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　事業者につきましては、６月２８日に開催されました４回目の説明会で、事業の概要については説明を尽くされ、条例に基づく説明会を終了されようとしましたが、住民の強い要望によりまして、もう１回開催するというふうに約束をされました。５回目の説明会につきましては、日程まで決まりかけていましたが、その間に住民とのトラブルがあり、開催されておりません。市としましても、住民に表明された説明会は実施していただきたいとの思いで、説明会の開催についての要請を７月１３日、８月２７日、１０月１１日に野見山産業を訪問し、行っております。しかし、野見山産業からは、１０月２５日に文書で、６月１６日の説明会、これは３回目でございますけれども、その際に自治会の質問書に回答し、説明責任は完了というふうなことで認識しているという見解を示されております。こういった経緯につきましては、今月開催予定の自然環境保全対策審議会に諮りまして、今後の対応につなげたいと考えているものでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　住民としては説明会が終わってないという考え方で、業者は終わっているという考え方なんですね。どうするんですか、これは。

市は片峯誠市長名で野見山忠道代表取締役に対し、住民説明会が終わり、周辺住民の意見書に対する見解書を市長に提出するまでは土砂の搬入を開始しないようにとした公文書、３０飯環整第１９５号「筑穂元吉地区における土砂埋立事業について」の申し入れを７月１３日付で送付しております。ところが野見山社長は、市の指導にもかかわらず住民説明会を中断したまま、土砂の大量の持ち込みを進め、日鉄のボタ山跡地は、かつてのボタのかわりに軟弱な土砂をうず高く積み上げて、地域住民の不安はダンプ１台ごとに日々膨れ上がっています。市長には野見山産業あるいは関係者から何らかの連絡があったか、また市長はこの現状をどう受けとめ、今後どうするつもりか、あわせてお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　市に対しましては野見山産業、それからこの事業に関係するコンサル等以外の方から、事業、条例に関しての連絡、相談、話等はあっておりません。市としましては、事業者と住民の話し合いが途切れているものですから、事業者と住民のコミュニケーションがとれるように、双方に働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　その市の努力は、今から申し上げます点について調査をすれば、もう少し大きな力になるのではないかと思うわけです。この処分場に土砂を持ち込んでいる地元の有力な業者は、実はダンプで２分くらいのところにある場所をいわば中継地点としていました。この土地の地目を調べてみると田と畑、つまり農地でした。これは違法行為に当たるのではありませんか。

○議長（藤浦誠一）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大庭良幸）

　地目が田、畑の農地でございますので、農地法違反となります。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　違法行為の確認と指導の経過を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大庭良幸）

　農業委員会では、違法転用案件といたしまして、平成２４年６月に福岡県に報告し、福岡県とともに農地所有者に対し農地への復旧の指導を行ってまいりました。平成２６年ごろから音信不通となっていたところでございますが、平成２９年５月に再度福岡県とともに現地調査をし、農地所有者と連絡がとれたため、指導後、平成３０年３月末までに是正する旨の農地所有者からの報告がなされたものでございます。しかしながら、その後、３月末までには農地への復旧はされていないところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　復旧されていないと、３月までには。その後の土砂の搬入状況を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大庭良幸）

　その後、平成３０年６月に現地調査をいたしましたところ、土砂の搬入が確認されたため、福岡県に対し報告をいたしまして、指導の依頼を行っております。７月には福岡県から所有者に対し指導を行いまして、その後、農地への原状回復が進んでいるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　一旦少なくなりかけていた土砂が５月中旬くらいからまたふえていくと。８月ごろになるとまた減っていくということなんですけど、この中継地への土砂の違法搬入が再び急増した時期は、野見山産業が違法搬入をストップした時期にほぼ一致します。飯塚農林事務所長は、一方では長期間にわたり違法搬入を容認してきたことが、本市の自然環境保全条例に基づく５月１２日の住民説明会で住民によって暴露されたために、５月１６日に野見山産業に誓約書を提出させ、搬入をストップさせる措置をとりました。そのかわりに、飯塚農林事務所長はみずから飯塚市農業委員会と連携し、違法転用として改善を指導している中継地への新たな土砂搬入を容認した疑いがあります。こうした状況のもとで、福岡県農山漁村振興課は７月４日、自然環境保全条例の手続がまだ進行中で地元同意もないと知りながら、土砂埋立地拡張変更を許可しました。本市は７月１３日の自然環境保全条例の手続で、見解書を提出までは搬入しないようにとする申し入れを行いましたが、この会社、地元の土砂搬入の有力企業は、７月２０日の飯塚農林事務所長の改善指導を受ける形で防災工事終了と県がみなした８月から、有力な土砂搬入業者は土砂の移動を開始しました。７月１３日付市長の申し入れが踏みにじられている事情について、業者及び県農山漁村振興課、及び飯塚農林事務所に調査をかけるべきではありませんか。お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　土砂の搬入に関しての監視等でございますが、市としましては定期的な監視を行っていませんが、県の農山漁村振興課が月に１回程度、多い月には１、２週間に１回程度、それとは別に、飯塚農林事務所は２、３カ月に１回程度監視を実施しておられ、そこと情報共有を行っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　７月１３日の市長名の申し入れによって、見解書が出るまでは土砂を搬入してもらいたくないと、するなと言っているのに持ち込んでいるわけですよ。その背景に飯塚農林事務所の指導があるのではないかという疑いを指摘しているわけです。ぜひ調査してください。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　県の担当部局とは今後とも情報共有に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　情報共有と言わずに、調査ですとはっきり言ったほうが事実に接近できると思いますよ。日鉄ボタ山跡地への無許可埋め立てを進めているわけですけれども、その斜面には外部からの土砂にまじって持ち込まれたとしか考えられない多くのコンクリート片が雨上がりに見えたり、見えなくなったりもするわけです。土砂処分場に瓦れき類が入り込んでいるという事態をどう見ているのか、また監督官庁への通報を含めてどう対応しているのかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　まず、事業者のほうでは、異物の混入の確認は重機オペレーターがダンプから土砂をおろした際に行っているとのことでございます。廃プラ等の小さなものは見過ごすこともあり得ますが、見つけ次第撤去されているというふうに聞いております。また、先ほど申し上げましたように、８月１日の搬入後からは、農山漁村振興課のほうは、１０月２日、１０月１８日、１０月２５日、１１月１４日、飯塚農林におかれましては、１１月１２日に監視をされていますので、確認をされているというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　その後も瓦れき類が確認されるわけです。産廃物が混入している事実について、業者がそれを見つけたときには撤去しておりますということになってくると廃掃法だとかいうのは要らなくなるわけです。周辺住民の皆さんの多くは、市長が関係機関とも連携を密にして業者を厳しく指導し、土砂搬入のストップ、防災工事、無許可搬入土砂の撤去によって、安心できる生活環境を回復することを求めています。

２点目は白旗山メガソーラーについてです。一条工務店の事業計画を引き継いだと言っているアサヒ飯塚メガソーラーに対して、市は条例に準じて住民説明会、さらに意見書、見解書の提出を求めているが、その理由は何かお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　アサヒ飯塚メガソーラーにつきましては、こちらのほうに事業を承継されました一条工務店は、条例上の手続として説明会、意見書、見解書まで終えておられまして、この事業の承継は自然環境保全条例の手続も引き継がれることになります。しかし、事業者が変更になって、本当に前の事業者と同じ内容で工事等を行うか、住民も不安であり、また、自然環境保全対策審議会の中でも、説明会は最初から行うといった意見もありまして、条例に準じての実施をお願いしているものでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　相手業者はどういう態度ですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　要請に対しまして、６月から７月にかけて打ち合わせをする中ではしっかりと対応するといった内容の発言をされておりました。ただ、説明会が思うように運ばないことや、経済産業省から１０月中旬にＦＩＴ法施行規則の改正案が示されたこと等によりまして、事業者は工事着工を急いでいるというふうに感じております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　相手の都合で忙しいかもしれないけれども、住民説明会をきちんと実施しなければ条例違反ということになるか、見解を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　継承前の事業者が説明会、意見書、見解書までの手続を終えられ、アサヒ飯塚メガソーラーには条例に準じて説明会等をお願いしているものであり、幸袋地区のほうで実施されました説明会は不調となっておりますが、条例違反と言えるものはないというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　条例に準ずる市の指導に違反しているということをお認めになったかと思うわけですね。

次に、ノーバル・ソーラーはことし３月、「幸袋まちまちづくり協議会」と市民に隠れて協定を結び、８００万円を寄附し、それを住民説明会で問われると、いつ返してもらってもいいと居直った会社であります。ノーバル・ソーラーの条例手続の現状をお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　ノーバル・ソーラーにつきましては、ことし１０月１５日に事業計画書が提出をされております。１０月３１日に市のほうでこの事業計画書について公告を行っております。１１月１９日に住民説明会を幸袋交流センターで開催されております。この説明会につきましては、配付した資料が不足していることを理由に、冒頭から質疑が続き、説明前に紛糾しまして、３０分程度で大半の住民が退席されているという状況でございます。ただ、残った数人に対しては説明を継続されております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　市の認識は、これは中断しているということですか。完了はしていないという認識ですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　ノーバル・ソーラーにつきましては、打ち合わせの中でもしっかり条例の遵守について伝えており、１１月１５日付文書で、「地域住民との合意が得られるよう地域住民と十分に協議を行ってください。地元説明会の開催に当たっては適切な資料等を提示し、丁寧な説明を行うとともに、住民が不安を抱くような事案についてはその解消に努めてください。」というふうにお願いをしております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　ということは、住民説明会が中断しているということなんですね。

ここで自然環境保全条例の目的を確認したいので紹介してください。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　条例の第１条には、「自然環境の変化が市民の生活環境に対する不安を招いている現状にかんがみ、市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることを目的とする。」というふうにあります。この条例がなければ、許可権者が許可をすると、周辺住民はどんな事業が行われているか知らないままに事業が進んでいくことになるので、閲覧、住民説明会で住民が事業の内容を理解し、その事業が環境に重大な影響を及ぼす場合には、その事業活動を未然に防止することが、この条例の目的となっております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　本市の自然環境保全条例は、さまざまな住民運動の戦いの中で練り上げられてきたものであります。市と市民が連携して乱開発を未然に防ぐというところに眼目があるわけです。ところが、先ほどから質疑で明らかになっているように、この条例を無視し、市の指導に従わないというような悪質業者がこのところ横行しています。これと闘えるように条例強化の方向が必要だと思いませんか。お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　ほかの自治体では環境影響評価条例や景観条例等、ガイドライン、要綱等に基づいて事業者に対し一定の手続を規定することで、適切な環境配慮を求めている事例がございます。しかし、実効性を求めるとなりますと、やはり法律を超えては難しい。強い規制を条例でかけるにしても何らかの法律に違反していることになりかねない。とりわけメガソーラーに特化して、規制をかけることについては慎重にならざるを得ない状況でございます。現在、環境省では、メガソーラーを国の法律に基づくアセスメント、環境影響評価の対象とすることが検討されていますが１００ヘクタール以上のものが対象になる方針というふうに理解をしております。条例についての研究は行ってまいりますが、全国市長会で、国に対して提言されているように、既存の法令の対象とならない土地利用について、より小規模な開発についても、開発許可の対象としたり、ＦＩＴ法において、防災安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去、廃棄の観点から基準を策定して許可する等法的規制を行うことが実効性を担保する上で必要と考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　研究をするという答弁です。新ＦＩＴ法には、事業計画を含めて計画の住民に対する十分な説明が行われない場合はコミュニケーション努力義務違反等となるわけであります。自然環境保全条例に準ずる住民説明会、意見書、見解書の提出等の手続を無視された場合は条例違反として、私は、経産省に速やかに通報すべきだと考えます。市長の見解を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　アサヒについては先ほどお答えいたしましたが、ノーバル・ソーラーにつきましては、再度説明会の開催をお願いしているものであり、住民への丁寧な説明を求めるもので、条例違反とは捉えておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　現状ではコミュニケーション努力義務違反は明確であります。速やかな通報が必要だと思います。森林法に関して、林地開発許可制度ですけれども、福岡県はアサヒ飯塚メガソーラー及びノーバル・ソーラーが引き継いだ林地開発許可には違反すると許可取り消しになる場合があるという条件が付されています。違反があった場合は県に通報すべきだと思うが、お考えを伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　林地開発許可につきまして、事業が許可に付された条件に違反しているということであれば、当然に県に連絡をし、情報共有を図ることになります。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員にお知らせします。発言残時間が３分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　そもそも白旗山周辺は本市の上位計画である都市計画マスタープランで緑地保全区域に指定しているところです。周辺住民を初めとした１万２千人もの反対署名、住民大会、街頭宣伝を初め、地元自治会を軸にした５年にわたる住民運動の高まりの中で、前市長が市議会で、住民同意のない工事は反対、非常に危険ならやめてほしいと態度を表明、さらに、林地開発の許可権限を持つ県知事の意見照会に対して、地域のまちづくりの方針と整合性が図られていないとする意見書を提出しました。市議会は、地元住民の請願を受けて、開発中止要請決議を上げ、一条工務店と悠悠ホームの社長と県知事に送付しました。その後、複雑な経過をたどって、現在、アサヒ飯塚メガソーラーとノーバル・ソーラーが西と東から、あるいは北と南から工事を強行しようとしています。この５年間で最も緊迫した局面を迎えているのであります。この開発行為が住民の生命、財産に深刻にかかわること、地元合意がないことは明らかであります。市長は、工事差し止めの仮処分申請の検討を速やかに進めてしかるべきです。市長の見解を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　住民の皆さんのお気持ちもわかりますし、本日早朝にも不安の声、そして、より納得のいく説明を求める声もお聞きしたところでございます。今ご指摘のノーバル・ソーラーにつきましては、先日、残念ながら協議が十分に行われていないという状況もありますので、市としてお願いをしても、説明会をしたつもりであるという回答でしたが、再々度、こちらからも強く要望し、住民への丁寧な説明、そして不安の解消に努めていただけるよう市としても取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　裁判所への仮処分申請を検討するべきではないかということを聞いたわけです。白旗山西側のけやき台住宅団地の真上の斜面に張りついた既設の株式会社快適空間ＦＣのメガソーラーは、今回の西日本豪雨のあった７月６日から７日にかけて、地すべり等の災害が発生しました。住宅の真上です。飯塚農林事務所長の８月２７日農林水産部宛ての「林地開発行為地災害発生届出書について（進達）」には、現地は住宅団地及び水道施設の直上にあり、対策工事を緊急に行う必要があるとしています。アサヒ飯塚メガソーラー開発地のＢ調整池はそもそも炭鉱の排気口があった可能性もあります。Ｂ調整池の真下には上高雄ポンプ場、幸袋側のＡ調整池付近には農業施設があります。それぞれ集水区域が山の東西の半分と極めて大きいだけに、オーバーフローによる被害は甚大なものとなりかねません。熊本地震で南阿蘇村にある九電の貯水槽崩壊による９戸２人死亡の被災を想起させるものがあります。このほかにも配水池が３つ、ポンプ場が１つあります。市が管理し、責任を持つ重要施設に重大な影響が起きる危険性は高く、市長は、工事差しとめの仮処分申請の検討を速やかに進めるべきでありませんか。重ねて答弁を求めます。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　工事差しとめの仮処分申請については、質問議員は伊東市の伊豆高原メガソーラーの開発のことを念頭にされているというふうに思っております。このことにつきましては、新聞報道でしか知り得てはおりませんけれども、訴訟の法的な適格性等についてさまざまな議論があるというふうに理解をしております。条例違反だからＦＩＴ法に抵触するといったことは、まだ現在、判断は難しいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　発言時間が終了しておりますので、ご了承願います。暫時休憩いたします。

午前１０時５６分　休憩

午前１１時１０分　再開

○議長（藤浦誠一）

　本会議を再開いたします。１４番　江口　徹議員に発言を許します。１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　江口でございます。きょうは２問、「財産管理について」、そして「健幸都市づくりについて」、その２点についてお聞きしたいと思います。まず、「財産管理について」ですが、土地建物等の市有財産の管理について、その原則とはどういうものか、まずそこからご案内ください。

○議長（藤浦誠一）

　行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

　用途廃止等に伴います市有財産の利活用について、まず、使っていた施設の所管課において、次の利活用策を検討いたします。そこで、活用策がなければ次の段階として、全庁に紹介する等、行政として利活用策がないか整理します。活用がないと決定した場合は、民間への譲渡や貸し付けを行うことといたしております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　次に、市の保有する土地及び建物について、全体として土地が何平米あるのか。また建物については何棟あるのか。延べ床面積等をご紹介ください。

○議長（藤浦誠一）

　行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

　平成２９年度決算におけます財産に関する調書で申しますと、市有土地については約２４４３万２千平米、市有建物については、延べ床面積で約８２万３千平米を保有しております。なお、固定資産台帳におけます建物棟数は約１７００棟となっております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　次に、利用状況についてお聞きいたします。公共施設等として、土地についてはどの程度、また建物ついてはどの程度、利用されているのか。それを、名目とそれと現状とお聞かせください。

○議長（藤浦誠一）

　行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

　財産に関する調書で申しますと、市有土地については約７０．５％に当たる１７２２万３千平米程度、市有建物については、約９１．０％に当たる延べ床面積７４万９千平米程度を行政財産として利用しております。この数値には用途がなくなってから間もなく、今後の方針が決定してないため、普通財産への異動がなされていない施設も含んでおります。具体的に申しますと、旧鎮西公民館、蓮台寺小学校、潤野小学校、楽市小学校、穂波東中学校等の施設でございます。廃止、用途変更等の実施状況といたしまして、合併から平成３０年３月までの期間で６２施設を廃止し、５施設の用途変更を行っております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　行政財産としての使用が土地については７０．５％、建物については９１％程度というお話でした。ただ、名目上行政財産として、公共施設として使っているという建前の中でも、その中でも、先ほど言われたように行政財産ではあるんだけれど、もう使わなくなって、どうするか決めてなくて、普通財産に変えてないというものがあるというお話がございました。そうすると、３割を超える数字ですね。建物についても、１割近くが現実としては使われていないということだと思います。そうすると、これについて、財産管理の原則からすると、不要なものについては売却等をして、処分をしていくというのが原則でありますので、そう流れるかと思うんですが、その売却についての平均的な時間、売ろうと決めてから実際にどのぐらい、売るまでにかかるのか。またあわせて、ここ数年度とかで結構ですので、およそどのぐらいのものが実際に売却になっているのか、お聞かせいただけますか。

○議長（藤浦誠一）

　行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

　先ほどの答弁の繰り返しになりますが、行政として活用がないと決定した場合は、原則民間への譲渡等を行うこととしています。民間への譲渡までの期間、スケジュール等でございますが、随意契約で市有地を売却し、議会の議決が不要である場合は、庁内の組織であります公有財産調整委員会や財産管理審議会の手続を踏まえて、おおむね半年間の時間を要します。統廃合により、廃止された学校や保育所等で例えますと、平成２６年４月に統廃合された旧菰田中学校敷の売却がございます。大型物件の市有地になりますので、地元自治会等への対応をしながら、公有財産有効利活用等検討委員会、公有財産調整委員会や財産管理審議会の手続を踏まえていきます。その後に確定測量や鑑定評価を実施し、公告、入札、仮契約、議会の議決、最後に所有権移転と事務が進んでまいります。この旧菰田中学校敷の売却で、平成２５年６月から始まりました地元への対応から平成２７年５月の議会の議決、所有権移転までの期間を考えますと、おおむね２年間を要しています。現在、統廃合された施設の売却について考えますと、個別物件にもよりますが、最低でもこのくらいの時間が必要であるというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　あわせて、最近の実績についてもご案内いただけますか。

○議長（藤浦誠一）

　行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

　平成２９年度の売却実績としまして、大型物件の売却もあり、土地については、約４億６１７５万円で、建物については、約４７１万円でございました。合計で約４億６６４６万円でございます。過去３年間の平均の売却実績でいきますと、平成２６年度から平成２８年度までの平均額でいきますと、土地については、約１億２５２４万円でございます。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　昨年の実績は４．６億円程度、そしてまた平均としては、１億２千万円程度が上がっているということであります。厳しい財政の中では非常にありがたい部分であると思います。ただ、まだまだ残っていることを考えると、急がなくてはならないというのも他方ではあるかと思っています。この財産管理についての課題については、市としてはどのように把握されているのか、お聞かせいただけますか。

○議長（藤浦誠一）

　行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

　合併して以来、市民のご理解を得ながら、継続した行財政改革に取り組んできておりますが、市有財産につきましては、市民一人一人の貴重な財産でもございます。用途廃止後の施設について、行政として利活用策を図る場合も、地域の声を聞きながらの事務となりますので、対象となります施設の規模や地域の実情によって、さまざまなご意見や課題がございます。行政の一方的、画一的な方針をもって、事務処理ができないことが、慎重に事務を進めていく中での課題と言っていいかわかりませんが、そういうことで時間がかかるということでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　今お話になったのは、売却のスケジュール等について、議会の議決が必要なものに関しては２年程度でやれている。そうでないものについては、半年程度でやれるんだけれど、問題なのは、もう使うかどうか、決まるまでが時間がかかるんだということですよね。ただ片一方で考えると、もう実際にその施設を使う、使わない、もともと使っていた用途から使うかどうか、それ以上続けるかどうか考える時点で、当然のことながら、考えました、すぐもうあしたから使うのをやめましょうとなるわけではないですよね。当然のことながら数年かけて、どうしようと、廃止することが妥当かどうか、考えるわけですよね。そうすると、当然のことながらそのときに、同様にほかに使えないかということは考えるはずです。第１次から第３次までの公共施設のあり方の計画を見ても、やはりそういった努力はされています。ところが、それでもやっぱり決まっていないことを考えると、そこについては、もう少しスピードアップする必要があるんだと思っています。そこを短くする努力については、何らか、こういうことをやっているんだけれどというのがあるのかどうか、ありましたら、ご紹介いただけますか。

○議長（藤浦誠一）

　行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

　これまで、今質問者が申されますように売却までの時間がかかるということですけれども、第１次実施計画、それから第２次実施計画、第３次実施計画、それぞれ各所管課とヒアリングを行いながら、現状を把握し、スケジュール感を入れて進めてきております。そういうこともありますが、今、課題もいろいろ地域の意見を聞くとか、土地の状況だとか、建物の状況だとかいろいろありますので、早く行けるものは早く行きたいし、時間がかかるものについては、時間を要するものもありますので、そこのところはできる限り、今後とも早くスピードアップして進めてまいりたいというふうには考えています。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　その中で、やはり市役所の仕事の仕方が民間と決定的に違うと言われるのは、やっぱりそこでのスピードなんですね。そういうこと考えると、用途廃止が決定してから、その処分、これについてはもう売却なり、それ以外の方法でも結構なんだけれど、処分しようというまでの期間を決めるということは大切なことだと思っているんです。用途廃止が決まりました、半年なら半年、１年なら１年以内に結論を出すことが大切だと思うんですが、そういったことを決めるお考えはございませんか。

○議長（藤浦誠一）

　行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

　先ほど申し上げましたけれども、第１次実施計画、第２次実施計画では、ある程度時間軸を入れております。第３次実施計画をいまちょうどヒアリングを各課に行っております。その中である程度、今言われますようにスピード感を持って取り組めるように時間軸を入れて、進めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　今のお答えの中では、時間軸を入れて進めていきたいというお話でございました。ぜひ、それをしっかりやっていただいて、片一方で必要だと思うのが、役所側は、どこに市の財産があるとは知っているんですが、片一方で、市民側なり、事業者側が、どこに市の財産が眠っているものないし、無駄なものがあるとはわからないわけですよ。大きいものだったらわかるんですけれど、あそこの小学校は統廃合になったよね。もう、空いているね。ここはわかるんだけれど、ほかにもいっぱいあるわけですよね。となると市が持っている財産で、現在使っていないものをリストアップして、それをオープンにした上で、私どもも考えるんだけれど、皆さん方も考えませんか。時間軸に合わせて、この中でご提案があるんだったら、ご提案ください。そうでなかったら普通に売却しますよといったようなことを考えるためにも、その情報を公開することが大切だと思っているんです。そういったことは考えられませんか。

○議長（藤浦誠一）

　行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

　今言われますように広く市民に情報提供し、そのニーズを把握して利活用を進めていくということは、その手段として非常に有効であるというふうには思っています。ただ、個別案件で、今廃止された施設の地域の方々への話やいろんな意見も聞きながらやっていくということも、今やっております。それと、例えば市有地に民地等が含まれていたり、境界の問題等、さまざまな問題もあります。そういうことで状況によれば、情報提供が困難なものもございますので、なるべくそういうような状況を調査、把握しまして、先進事例も参考にしながら情報提供が可能なものは、提供し、利活用を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　半分前を向いたようなお話なのかなと思っているんです。今のお話の中で、やっぱり気になるのが、情報提供は可能なものはというお話なんです。まだ多少、課題があって保留になっているものがある。それはそれでいいんだと思うんです。例えば、地域の方々とご相談をしている。そういった部分で使っていないところがあります。ただしこれについては、地域の方々とも協議中ですという表記をした上で、その中でも新しい提案も受け付けた上で地域の方々と考える。そういう方策もあるのではないかと思っています。やっぱり最初に出てくるものが、ずっとそういった課題となってくると、１０あるもののうち、課題があるのが８つあるかもしれないわけです。もうまっさら分は２つしか出てこないかもしれない。だけど１０出した上で、こんな課題があるんだけれど、その中でご提案はどうですかというお話の仕方というのは十分にあり得ると思いますし、そちらのほうが時間も早く済むし、地域の方々にとっても、よい結果を生むことがあり得ると思っています。ぜひ、そういった考えでやっていただきたい。そのときに例えば、売却するのだけではなくて、貸しますよであるとか、現状のままお貸ししますよであるとか、そういったことも含めて考えていただきたいと思っています。基本売却等が基本方針だと思っているんですが、売却以外も、賃貸等々も当然のことながら入るべきだと思っているんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（藤浦誠一）

　行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

　先ほど申し上げました行財政改革、この中で第１次実施計画、第２次実施計画をつくった中で、まずは、こういう新たないろんな施設を、その後、また建ててきたりとかいろいろありますので、売却というのは基本路線ですけれども、市として将来にわたって、売却といったらそれで手を放しますので、市として将来的に何か有用ではないかというものについては、当分使わないということであれば貸し付けという形もとってまいりたいというふうに思っています。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　今回の議会の一般質問の中に売却するときに、大分の分に関して住宅というふうな、用途もつけて考えているというお話もございました。やはりその地域地域にとって、よりよい利用の仕方というのはあるんだと思うんです。ぜひそういった部分が、そういった工夫が、希望者ができるようなやり方でやっていただきたいと思っています。その中で、今後の方針についてお聞きするわけですが、以前、徳前保育所並びに菰田保育所の件について、お話ししたことがございます。あそこの２施設とも保育所としてはもう統廃合して使わなくなった施設なんだけれど、そこが空いていると。ところが片一方では、市の中には待機児童がこれだけおられる。１０月の段階で１０８人おられるわけです。今月になったらもっとふえているかもしれないですね。また、来年１０月になると、幼児教育、保育の無償化になり、さらにニーズが高まることが予想されているわけです。その中で、もう既にある施設を使って、そういった保育のサービスを提供しようという方にとっては、やはり、ああいった場所をもしかしていただけるんだったら貸していただきたいという声も実はあるんです。以前、この話をしたときには全く聞いたことはなかったんですが、最近保育関係のところをずっと回ることがございまして、その中の１つ、無認可のところから貸してくれたらいいんだけどねという話もございました。また、保育をやってないんだけれども、子ども向けに事業を考えているところから、あそこはどうなっているのというお話がございました。担当課のほうに直接、事業者さんをご紹介するというわけには僕はいきませんので、ご紹介をしておりませんが、ただ、やっぱりそういった方々がアプローチしようと思っても、どんな状況かわからなければ進まないわけです。特に廃止が決まっていて、廃止しましたと、そういった中で、もう既に建物があって、この２つ等を含めて、ほかにもあるんだと思うんですが、そういった部分に関して、ぜひ早急に対応していただきたいと思うんですが、そういった点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

　先日の質問で、大分小の跡地については、地元といろいろ協議した中では、住宅地がいいであろうという、その方向で市としては、一般競争入札で条件をつけた中でということで考えております。やはり市としてはまちづくりの視点でそういった一定の考え方を持ってやっていくべきだというふうに思っております。今ご指摘の市として廃止施設の利活用を検討する事務手続におきましては、市の策定した関連計画との整合性を図り、まずは、用途廃止等に伴う所管財産の異動について検討して、地域からの意見聴取等を踏まえながら、今現在事務を進めているところでございます。ご質問のとおり廃止前の施設が保育施設であり、待機児童問題等、課題が山積する分野であることから、保育行政を所管する常任委員会等においても、議論されているところでございます。ご提案いただきました政策的な利活用については、専門的な判断も伴いますことから、関係部署と協議しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　担当する常任委員会は私どものところなんですが、やっぱりすごくせっぱ詰まった問題なわけですよ。ぜひ早期の問題解決をお願いしたいと思います。

次に、「健幸都市づくりについて」、お聞きいたします。健幸都市と言い出してかなりな年月がたつわけです。この健幸都市づくりに関連する各種計画、どうも幾つかあるみたいなんですが、どのような計画があり、どのような目標を立てているのか、ご案内ください。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　今言われます健幸都市を基本目標に掲げまして、「いいづか健幸都市基本計画」を策定しております。関連する計画としましては、上位計画としまして「第２次飯塚市総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しておりますけれども、それぞれに健幸都市づくりの推進、健康で魅力あふれるまちづくりをそれぞれ掲げております。また、健康に関する計画といたしましては、国民健康保険者を対象としました、第２期の「飯塚市保健事業実施計画」、いわゆる「データヘルス計画」でございます。それから第３期の「特定健康診査等実施計画」、地域福祉の視点により策定されております「飯塚市地域福祉計画」等がございます。また現在、「健康増進計画」、「食育推進基本計画」、「がん対策推進基本計画」、「母子保健計画」を一体とした新たな計画を年度内の策定に向けて事務を進めております。目標についてでございますが、まず１点目の「いいづか健幸都市基本計画」では、１つに、国民健康保険及び後期高齢者医療１人当たりの医療費を平成２４年度の予測数値を基準としまして、５年間維持すること。２つ目としまして、市が主催、共催しますウォーキングイベントへの参加を３千人とすることを目標といたしております。２点目の先ほどの上位計画で説明しました、「第２次飯塚市総合計画」におけます関連項目での目標でございますけれども、１つに健康寿命の延伸と平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加でございます。２つ目に、先ほどありましたけれども、ちょっと数値が違いますが、１人当たりの医療費として国民健康保険での伸び率を２．２７％以下、後期高齢者医療で０．８４％以下とすること。３つ目としまして、健幸都市いいづか関連事業の参加者を５年間合計で１７万１千人とすることといたしております。それともう１点、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におけます目標でございますけれども、これは「いいづか健幸都市基本計画」と同様でございますけれども、国民健康保険及び後期高齢者医療１人当たりの医療費を平成２６年度の予測数値を基準としまして、５年間維持することといたしております。健康関連の事業の「第２期飯塚市保健事業実施計画」、いわゆる「データヘルス計画」では特定健診の受診率を６０％に、特定保健指導の実施率を７１．５％に向上することを初めとしまして、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の血管変化における共通するリスクである高血圧症、糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドローム該当者の減少、若年者健診の受診者を２００人とする等を短期目標とし、中長期の目標としまして生活習慣病に係る医療費の伸び率を抑制することを目標設定しているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　今ある計画について、ご案内いただきましたが、結構いっぱいありますよね。総合戦略から始まり、「マスタープラン」、「総合計画」、そして、「健幸都市基本計画」、「データヘルス計画」、「特定検診実施計画」、また、「地域福祉計画」も加えると、現行であるのが、６つの計画があるわけです。なおかつ、策定中が４つあるわけですよね。市民は、それぞれ一人一人でいろんな計画を見ながらやるわけではないんで、できるだけ計画というのは、まとめてやられるほうがいいのかなと思っています。この点については、また後でお話をしたいと思います。今、各種の計画とその目標についてご案内いただきましたが、その各計画の進捗状況について、ご案内いただけますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　私のほうからは、所管でございます「いいづか健幸都市基本計画」についての進捗状況をご報告させていただきます。先ほども言われますように、本計画は平成２６年に策定いたしておりまして、平成２６年度から平成３０年度を計画期間とし、先ほど申しました目標に向かって、各種取り組みを行っております。目標値の体制状況につきましては医療費につきまして、国民健康保険１人当たりの医療費、目標値が３５万２２５９円、これが先ほど言います２４年度の実績数値でございますけれども、これに対し、２９年度の数値が３９万２４５４円となっておりまして、上昇いたしております。また、ウォーキングイベントの参加者数につきましても、平成２９年度が約１５００人でございまして、３千人としております目標数値の約半分の数値となっておりまして、目標達成ができていない状況でございます。なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中での目標値でございます、健幸都市いいづか関連事業の参加者数を５年間で１７万１千人とする目標につきましては、平成２９年度時点での数値が約１３万人となっておりますので、この目標につきましては、達成に向けて順調に推移しているものというふうに判断をいたしているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　「特定健康診査等実施計画」は、特定健診、特定保健指導の実施計画であり、「データヘルス計画」の一部とも言えるため課題等は共有しております。「第１期データヘルス計画」の概要としましては、これは、平成２７年度から２９年度までの３年計画でございまして、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率向上をはじめとして、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の血管変化における共通するリスクである高血圧症、糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドローム該当者の減少を短期目標とし、中長期目標として生活習慣病にかかる医療費の伸びを抑制することを目的としております。計画実施に当たっての主な取り組みとしましては、受診率向上のための案内通知や電話による該当者の状況に応じて、個別に受診勧奨を行い、あわせて、商店街の百縁市に啓発コーナーを出す等、イベントの参加等の広報活動を実施しております。また、受診いただいた方の健診結果に対するフォローを積極的に行っております。短期目標の達成につきましては、評価指標７項目のうち２項目で、特定健診受診率が目標６０％に対し、４９．９％で未達成、若年者健診の受診者数は目標２００人に対して１５８人で未達成、減少を目指しました受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者が目標１７％に対して１９．９％、高血圧症重症化予防対象者、目標４％に対して６．２％、糖尿病予防対象者、目標を４％に対して６．４％と、むしろ増加したような形になっております。受診率の向上に伴って増加した新規受診者に初見の割合が多かったことに起因していると考えております。

中長期目標の達成につきましては、評価指標８項目のうち６項目で、未達成は、長期入院の要因となる疾患患者に占める脳血管疾患患者の割合、目標１３．５％に対して１３．８％、長期入院の要因となる疾患患者に占める虚血性心疾患患者の割合、目標６．１％に対し６．６％と、検診後のわかりやすい情報提供や集団検診での結果説明会や保健指導を通じて、医療機関への受診行動や生活習慣改善に導くことができたというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　それでは、次に、課題についてお聞きいたします。もともと各種の計画の中で課題として掲げられているものもあるかと思いますし、また計画やっていく中で見えてきた課題等々もあるかと思います。それぞれどういったものがあるのか、ご案内いただけますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　私のほうから「いいづか健幸都市基本計画」についての課題及び新たな課題についてのご回答をさせていただきます。計画全般的な課題といたしましては、計画に基づき各種事業を実施しておりますが、各事業がどれほどの効果があるかの検証ができていないという点と、その検証をどのようにすればよいかという、その２点が大きな課題と考えております。また健康事業の実施に当たりましては、参加者層に偏りがございまして、特に予防の観点からも、一番効果が高いと考えられております、４０代から５０代の方の意識、行動の変容を促す仕組みづくりが想定以上に大きな課題となっております。健康無関心層への対応策としまして導入いたしております、健幸ポイント事業につきましても、アンケートの結果では、健康づくりに取り組むきっかけとなったと回答した方が８０％以上ございましたが、この事業への参加の状況では６０歳未満の方が１３％というような状況でございます。このような状況のもと、効果が高い層に事業展開をしていく仕組みづくりについて、考える必要性があるというふうに強く感じているところでございます。あわせまして、情報伝達の方法につきましても、情報発信をいたしましても、その情報が同じところにしか届かない傾向にございます。この方法も課題と感じております。これは何についても言えますことですけれども、無関心な情報は目の前にあっても、そこにとどまりませんので、情報の発信の方法、伝達の仕組みについても、あわせて課題であるというふうに感じております。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　「第１期データヘルス計画」での課題は、食文化等の地域特性から生活習慣が乱れている人が多く、年々向上しているとはいえ、特定健診受診率は半数に満たなかったこと。また、新規受診者の有所見率が高いこと。それから、メタボリックシンドローム該当者が引き続き、該当し続ける。すなわち、生活習慣の改善が進まないこと等であり、これらは改善のためには、まず特定健診を受診いただき、必要な指導に結びつけることが課題と言えたというふうに考えております。また、計画を実施して課題として見えてきたこととしましては、検診受診者と健診未受診者では確実に１人当たりの医療費に差があること。先ほど申し上げたとおり、新規受診者に有所見の割合が多かったことを踏まえ、第２期計画の目標に示しているように、さらなる特定健診の受診率向上の取り組み、保健指導の体制強化、生活習慣病の重症化防止のため、医療機関との相互の連携をより深くすることを一体的に行っていくことが重要であることを新たな課題として捉えております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　想定していた課題以外にも幾つかの課題が出てきたのかなと思っています。では今後の方針についてお聞きするんですが、市の財政は残念ながら、好転したとは言いがたい状況にあるというのは、常々述べてあるところでありますし、そこについての認識の差はないものだと思っています。その厳しい財政を考えると、どうにかして健幸都市、これを本当に文字どおり実現して、医療福祉にかかるコストを抑え込まなければならない。そう思うんです。ちょっと数字を見ても、飯塚市の平成３０年度の一般会計から特別会計、企業会計全てを合計すると、１１７３億円です。１１７３億円の予算の中で、国民健康保険税の特別会計は、昨年度から下がったとはいえ、１３４億円あります。後期高齢者医療の特別会計は１８９億円、介護保険関係で１４５億円、また病院の７億円を加えると４７５億円となり、およそ４割を占めるわけです。考えると非常に大きいですよね。国民健康保険の医療費だけを見ても、９８億円あるわけです。これをどうにかして抑え込まなければならない。だからこそ、矢継ぎ早に計画をつくってきてやっている。それは国もそうですし、地方自治体もそうだと思っているんです。今、２つの「総合戦略」、「総合計画」、プラス具体的な計画として４つが動いている。これで本当に、ふえ続けるコストを抑え込むことができるのかどうか、その点、実現できるのかどうか、どうお考えですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　質問者が言われますとおり、高齢化が急速に進んでいる現状の中で、医療費、福祉関連経費、いわゆる社会保障費の増加に対する対応策につきましては、国を初め、国が一番でございますけれども、全国の自治体においても共通でございます。国においても、いろいろ検討がなされておりますけれども、本市においても、今言われますように、数字的なものを言いますと４割ということで喫緊の課題というふうに判断をいたしております。現状におきましては、その特効薬というのはなかなかございませんけれども、制度設計自体が国での制度設計でございます。我々、市町村等、自治体としましては、市民の健康増進を考えた取り組みを引き続き粘り強く行っていくこと、これが我々に課せられたことではなかろうかというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　実現できますか、できませんか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　先ほどの「いいづか健幸都市基本計画」そのもの等での国民健康保険医療費及び高齢者医療の医療費の維持というのは、もう非常に正直言いまして厳しい状況でございます。しかしながらこれをそのままにしておきますと右肩上がりが続く一方でございますので、それをできるだけ、その伸びを抑制する努力を引き続き努めていきたいというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　現実的には難しいんです。現実的には今のままでは無理だと思っています。数字だけを見ても「健幸都市基本計画」の目標値では、国民健康保険１人当たりの医療費は、平成２４度実績を５年間維持すると、これは３５万２２５９円でした。これが、「総合戦略」になると、国民健康保険の１人当たり医療費は５年間維持なんだけれど、３６万６５２８円とふえ、さらに、「総合計画」になると、３８万５２９２円となり、さらに「総合計画」では、これを伸び率２．２７％以下にしたいと、抑え込むどころか、もとの基礎数字が上がってきて、さらにその基礎数字が上がってきたのに、さらに伸び率が加わっているわけですよ。その中で努力をしていただかなくてはならないわけです。その中で幾つかの提言が議会の中でも行われてきました。そういったものも含めて、幾つかのテーマについてお聞きしていきたいと思っています。まずは食事についてお聞きいたします。２年前の福永議員の一般質問で、飲食店の突き出しについて、またイギリスでの塩分の取り組みについて言及がありました。この点、どのように検討されておられますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　２年前のご質問以降についてでございます。健幸都市の実現に向けまして、飲食店の突き出しにおけます野菜の提供や減塩料理の提供により意識せずにできる生活改善や糖尿病予防の取り組みについてのご提案でございました。現在でございますけれども、これは食育推進計画の中での事業でございますけれども、食育推進連絡協議会と連携をとりまして、食生活改善推進員の養成講座の実施、和食の基本となる一汁三菜によります健康的な食生活の提供、減塩、低カロリーな食事、レシピの提供、食に関する講演会等の事業を実施いたしております。毎日の食生活において、減塩、低カロリーな食事になれる、そして意識せずに我慢せずにといった視点で、食生活改善でのポイントだというふうに考えております。塩分が少し少なくてもおいしいきれいな食事等、レシピを含めて食に関する情報発信が重要と考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　では、彼の質問にあった野菜の提供に取り組む飲食店はふえたのか。飲食店への働きかけを行ったのか。また全体として、野菜摂取量や塩分摂取量は変化したのかどうか、いかがですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　現在、福岡県で「ふくおか食の健康サポート店」という事業が実施をされています。食を通じた健康づくりをサポートするため、野菜たっぷり、塩分控え目、カロリー控え目のメニューを提供する飲食店を登録し、広報するというものでございまして、その中で現在、市内におきましては、庁舎の食堂を初め、１０店舗が登録されている状況で、そういう事業でございます。あわせまして、今ご質問者の言われます野菜摂取量や塩分摂取量の変化につきましては、現在のところ、具体的な調査というところまでは至っておりません。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　残念ながら飲食店への働きかけは今の話だとなされてないのではないかなと拝察いたします。

次に、拠点についてお聞きいたします。「いいづか健幸都市基本計画」では、拠点コミュニティづくりの視点も入っています。住民が知らず知らずのうちに少し歩くという仕組みが大切だという話なんですね。先日、真岡市に行政視察にお伺いいたしました。真岡市はおもしろいんです。市内の健康拠点施設というのが、自治会がやっているようなところがあるわけですよ。数は多くないんです。やれる自治会が少ないんで。なんだけれど、小さい本当にこのぐらいのサイズの、もともとお店だったんでしょう。そういったところをお借りして血圧計であったりとかいろんな測定器具を置いて、地域の方が交代でおられるわけです。そこで、地域の方が来て、そこに地域の方が交代でおられるんで、世間話もしながらどうだねという話をしながら、その中で健康指導とかをやるわけです。そういった仕組みがあると、いいのではないかと思うわけです。そういった点については、どうお考えになられますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　今質問議員が言われますように、身近な場所で気軽に健康相談ができる環境というのは健康意識を高めるという点で、非常に大きな効果があるというふうに考えております。健康について高い意識を持つという視点とともに、身近で気軽に高い意識を持たなくてもいつの間にか健康な生活を送ることができるということにもつながると考えております。今言われます拠点でのそのような事業につきましては、現在、保健福祉施設の限定した地域での活動でございますけれども、今後、そこのところも含めまして、検討していきたいと思っています。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　やはり近くにあるということは大切だと思うわけですよ。多分皆さん方の近くに自治公民館があるんです。自治公民館にそういったものがあって、交代でどなたかかがおられる。そしてそういった話もできるところというふうな場所があれば、まだまだ歩いてそこに行こうかと考える方は多いのではないかと思います。市内にも、健康増進施設はありますよ。吉北であるとか、健幸プラザであるとか、穂波であるとか、庄内もあるんですけれど、それでもやっぱりそこから歩いて来られない方々はいっぱいおられる。地域地域にあることが大切だと思っていますので、その点ご検討ください。

次に、公共交通についてお聞きいたします。少しの距離でも歩くことを推奨するということを考えること。また他人とのコミュニケーションを図るためと考えると、公共交通の中であるコミュニティバス、そちらのほうの使用を進めるべきだと考えています。ついてはコミュニティバスについて、無償化をしてはどうかと思っているんです。片一方は予約乗合タクシーであるんだけど、利用はどちらかというと１人、２人なんですよ。ドア、ドアでいくので、そんなに歩かなくていい。でもコミュニティバスだったら、そこまでは多少は歩く。そしてまたそこからも歩くわけです。降りたところからも歩くわけです。そちらの方にシフトしようと考えると、片一方で予約乗合タクシーについては、多少料金を上げるんだけど、コミュニティバスについては無償化にする。ぜひ、こちらのほうに乗って、いろんなところに行って、元気になってくださいという策があるのかなと思っています。世界を見ると公共交通については、かなりベースの部分としてやっているところが出てきているんです。その点、どうお考えですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　健康という観点とコミュニティバスの運行というのは、ある程度、考え方を持って取り組む必要性があるというふうには判断をいたしております。先ほど、ご提案の無償化につきましては、以前からご意見をいただいております。先ほどの答弁とも、朝の答弁とも重なりますけれども、現在のコミュニティバスにつきましては、３年のスパンで大きな見直しを行っているところでございます。無償化の問題は、民間事業者の兼ね合い等もございますので、この件につきましては、慎重に検討していく必要性があると考えています。言いますように、次の見直しの時期であります、２０２１年度からの市全般の公共交通体系構築に向けて、今現在、事業者等との関係機関との協議を行っている状況でありますので、コミュニティ交通の料金設定の件、また今言われます歩く機会も考えながら、各事業間のバランスも考えて関係者との協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　次に、受診率の話をします。受診率については、飯塚市は他自治体と比較して、比較的多い方なんです。この厚労省の資料中でも、成績がよい自治体として飯塚市は入っているんです。だけれども、目標数値から考えると、まだ差が大きい。受診率向上のためにどのように進めていくおつもりなのか、お聞かせください。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　現状としまして、案内通知や電話により該当者に丁寧な受診勧奨を行うことによって、受診率の向上という成果を得ているため、引き続き実施していきます。あわせて、２年以上連続して受診した継続受診者の受診料の免除や「健幸ポイント」の付与等を実施しております。また、効果的な広報、啓発活動についても積極的に実施し、広く事業の趣旨を知らしめるように働きかけております。さらには、先ほどの新たな課題として、医療機関との相互の連携と答弁いたしましたが、年に１回、医療機関向けの説明会を開催し、病院の先生みずからが患者さんに受診勧奨していただくようにお願いもしております。このように行政、医師、コメディカルを含め、地域全体で受診率の向上に努めております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　今お話のあったポイント事業について、説明をお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　「健幸ポイント事業」につきましては、先ほどから言いますように、健康無関心層にいかに健康について意識させるか、その行動変容を促す取り組みとして、平成２６年度から取り組んでおります。内容でございますけれども、健康づくりの目標を立てる。特定健診、健康診査を受ける。健康につながる活動をする。これらの３つの条件をクリアした方に商品をプレゼントするというものでございまして、参加者は実績で言いますと、平成２６年度が２６９名、平成２７年度が３２８名、平成２８年度が５２４名、平成２９年度が６５２名と増加いたしております。事業実施にあわせまして、アンケートを行っておりますけれども、その結果、健康づくりに取り組むきっかけになったと回答した方が、これも先ほど答弁させていただきましたけれども、８０％あり、一定の評価はできると考えておりますけれども、一方で参加者の状況では、全体数をもっとふやす取り組みとともに、参加者が６０歳未満の方が１３％となっておりまして、幅広い層への広がりを見せるための事業展開をする仕組みについて、考える必要があるというふうに感じているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　次に企業の健康保険組合等では、受診しているかどうかでペナルティを与えたり、保険費用が変更したりしている事例があるお聞きしております。そのような事例を把握しておられましたら、ご紹介ください。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　現在、把握している範囲では、健康診査の受診状況により、保険料を２％増減するインセンティブ、ペナルティの制度を実施している保険者、福岡県医師国民健康保険組合でございますが、これがございます。具体的には、３年連続で健診を受診すると、翌々年度の保険料が２％減、２年連続で受診しないと翌々年度の保険料が２％増となるものでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　次に、たばこについてお聞きいたします。民間保険を見るとたばこを吸わない方に対して保険料を割り引いている例がございますが、御存じですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　非喫煙者が喫煙者に比べ、早期に死亡するリスクが低いという考えによるものと思われますが、複数の民間の生命保険会社が非喫煙者に対して、低い保険料を設定している生命保険があることを把握しております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　私もそういった保険に入ったんですね。こんなことはあるんだと思いながらなのですが、インセンティブの話なんです。受診された方に対して、プラス・マイナスしている健康保険組合があるわけです。たばこを吸うか、吸わないかで、保険料を変えている民間保険もあるわけです。そのようなインセンティブを与えながら、受診率の向上、そして健康に向けてやっていくことが必要かと思いますが、そういったことをやるおつもりはございませんか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　インセンティブ、あるいはペナルティといった考え方でございますが、まず地方税法第７０３条の４で、国保税に付加できる費用は規定されており、この費用を賄うだけの保険税を賦課しなければならないため、特定の個人に、特定の保険税率を適用することはできないとされております。また、国保には特定の個人の税額を減免する制度はあるものの、地方税法第７０３条の５による一定額以下の所得の世帯に対して行う均等割、平等割の軽減措置のほか、地方税法第７１７条の規定により、減額できる理由は規定されているため、特定健診受診等をもって、減免することはできないというふうに考えております。たばこに関してでございますが、厚生労働省の資料では、公的医療保険制度の趣旨、これは疾病リスクに応じた保険料の設定はできないということを踏まえますと、個人の保険料を変更することは困難であるというふうな見解でございまして、インセンティブあるいはペナルティとして、保険税自体を増減させることは困難だというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員にお知らせいたします。発言残時間が３分を切っておりますのでよろしくお願いいたします。１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　この資料は保険者の「予防健康づくり、保険者インセンティブ」という資料で、ことしの７月、厚生労働省の保険局が出したものであります。この中にも、個人の予防、健康づくりに向けたインセンティブの推進として、個人にそういった働きかけ、そういった部分をやっていこうという流れがあるわけです。片一方で「保険者努力支援制度」というものがあり、努力した保険者に対してもインセンティブを出すという方法があるわけですよね。その保険者インセンティブを見ても、「保険者努力支援制度」を見ても、健康保険組合のペナルティが０．２３％だったのが最高１０％まで、同様に減産率が０．０５％だったのが、最高１０％までと大きく変わっていくわけです。やはり努力した方々にはやろうというわけです。片一方で「健幸ポイント制度」はもう既にやっているわけですよ、これはある意味一種のインセンティブであります。そうすると、やれないことはないんです。ぜひ、この点を税でできないのであれば、そういった制度として、「健幸ポイント制度」に似たような制度で、ぜひ考えていただきたいと思うわけですが、いかがですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　保険事業につきましては、被保険者の健康の保持、増進が目的であり、その実効性を高める上では、被保険者自身が体の現状、健康状態とか、体力とか、そういったことを自覚して、そのためにはどうしたらよいかということを考え、主体的、積極的に取り組むことが重要であると考えております。被保険者が特定健診受診から始まる一連の保険事業を受けること自体が、健康を維持できる。負担する医療費が少なくて済んだといったメリットがあると理解できるような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。また、市としても、特定健診受診率アップにつながる成果を得るために、先ほど答弁しましたが、個別の受診勧奨等に最大限取り組んでいるところでございます。ほかの手だてにつきましては、現在のところ、これはといったような方策は思い当たっていませんが、今後、内部協議でなく、医療関係者や学生とかいった各方面に意見を求める等して、成果に結びつくと思われる取り組みがあれば取り組んでまいります。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　一言で言ってください。インセンティブについて十分検討するかどうか、いかがですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　そういったことも含めて、いろいろと検討していきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１４番　江口　徹議員。

○１４番（江口　徹）

　はい、ぜひしっかり検討していただきたいと思います。この資料の中にも十分ポイントの提供はあるわけです。健康グッズ、万歩計、飯塚市はポイント事業をやっていますよね。あと人間ドック割引券、スポーツクラブ利用券、プリペイドカード等とあります。やはり人は、そこにメリットを見出したときに動き始めるわけです。そういった行動範囲を促すような、それに見合ったインセンティブを与えていただきたい。結果として、なぜそれをするのかというと、どうしても医療費の負担を抑え込まなくてはならないからです。この質問の冒頭で申し上げていましたように、医療関係の費用は総予算の約４割です。ここが変わると地域の方々も、ほかに使えるお金がふえるわけです。役所もほかに使えるお金がふえるわけです。ぜひ、そのことを考えて、大胆な実効性のある変革をやっていただきたいと思います。あわせて、計画について、統廃合をぜひ考えていただきたい。２本、４本あって、さらに４本できる。１０本になるわけですよ。みんな１０本なんか見れないんですよ。ぜひ、それぞれを合わせながら、新しくつくる分は、今までの分と合わせながらやっていただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　これをもちまして一般質問を終結いたします。暫時休憩いたします。

午後　０時１３分　休憩

午後　１時１５分　再開

○議長（藤浦誠一）

　本会議を再開いたします。

「議案第８９号」から「議案第１２７号」までの３９件を一括議題といたします。

議題中、「議案第８９号」から「議案第１０４号」までの１６件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第１０５号」について、７番　川上直喜議員の質疑を許します。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　「議案第１０５号」は、上下水道及び工業用水の今後の方向性と経営のあり方を検討する審議会を設置する議案であります。上程に至る経過をお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　企業管理課長。

○企業管理課長（福田憲一）

　経緯につきましては、今、世の中の流れとしまして、人口減少社会の到来、大規模な災害、また、水道法の改正等、水道を取り巻く環境は大きく変化をしております。したがいまして、安心で強靱な水道事業を持続的に運営していくために、直面している課題や取り組むべき方策等々に関し、中長期的な計画を策定し、実施することが一層求められております。現在、私ども水道ビジョン経営戦略を策定中でございますので、これを基本に今後事業に係る経営のあり方や方向性等について、議会を初め、第三者等のご意見を賜りながら進めていきたいと考えていることから、今回上程に至っております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　こういう審議会が必要だという検討は、どの時期から問題になったんでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　企業管理課長。

○企業管理課長（福田憲一）

　どの時期ということでございますが、従前より本市における上下水道事業の運営に関しましては効率的にやるということで、ずっと継続してやっております。その中で、他市の状況等を考えまして、その中において、第三者等の意見調整の必要性について内部で検討を重ねた結果、今回、上程させていただいております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　最初にその審議会が必要だということを議論し始めた時期はわかりませんか。

○議長（藤浦誠一）

　企業管理課長。

○企業管理課長（福田憲一）

　繰り返しの答弁となりますが、従前より効率的な運営を行っていく中で、第三者のご意見の必要性については、内部で検討をずっとしておったところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　正確にいつかとわからない、従前だということですね。それで、上下水道経営審議会の概要、どういうふうに考えておるのかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　企業管理課長。

○企業管理課長（福田憲一）

　概要ということでございますが、本議案の今議会での議決をいただきました後に、詳細については審議会規則を制定する予定でございまして、その折、所管の経済建設委員会にてご報告をさせていただきたいと考えております。現時点で申し上げますと、構成自体は１０人以内ということで考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　１０人以内、どうして１０人以内かということがあるんですけど、どういう分野の方々に審議員になってもらうつもりですか。

○議長（藤浦誠一）

　企業管理課長。

○企業管理課長（福田憲一）

　現時点では学識経験者、また、水道使用者の方々にお願いしたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　それは何人ずつぐらいですか。

○議長（藤浦誠一）

　企業管理課長。

○企業管理課長（福田憲一）

　何人ずつというご質問だと思いますが、今、思案中でございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　これは、公募をしますか。どうですか。

○議長（藤浦誠一）

　企業管理課長。

○企業管理課長（福田憲一）

　そこも含めまして、現在、思案中でございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　とにかく審議会をつくってくれという議案なんですね。それで、方向性と経営のあり方を審議するということなんですけど、この方向性というのは何のことですか。

○議長（藤浦誠一）

　企業管理課長。

○企業管理課長（福田憲一）

　先ほども申しましたように、現在、大規模災害等に備えるため、安心で強靱な水道事業を持続的に運営していく必要性がございます。その中で水道ビジョン、また、経営戦略の各計画を、今現在策定しております。この計画をもとに、今後の水道事業の方向性について、ご検討、ご意見を賜りたいということでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　そうすると、もう１つの経営のあり方とはどういうことですか。何のことですか。

○議長（藤浦誠一）

　企業管理課長。

○企業管理課長（福田憲一）

　経営のあり方と申しましても、私ども当然、決算、予算を策定いたしまして、毎年事業を実施し、その振り返りをしつつ、水道事業を行っております。その部分に関しましても、第三者の意見を賜りたいというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　水道事業に経営戦略というような表現のものが必要かどうかということもあると思うんだけど、上程に至る経過の中で２つ言われましたね。人口の減少、それから災害、国が今度、安倍政権が水道法を改正というか、強行したんだけど、その中ではこの２つとともにもう１つ言っているわけです。老朽化を言っているわけです。このことは、本市では問題にならないですか。

○議長（藤浦誠一）

　企業管理課長。

○企業管理課長（福田憲一）

　当然のことながら、老朽化の問題も含めまして、強靱な水道事業を今後、運営していくということでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　今、老朽化問題を当然だと言われたことによって、人口の減少、つまり水需要の減少、それから収益の減少でしょう。災害対応あるいは防止、それから老朽化対策ということになってくると、国あるいは安倍政権が言っていることと同じ要件になってくるわけです。そこで、同じ判断をするかどうかということがあるんだけど、今度の水道法改正の強行については賛否あろうかと思いますけど、地方自治体の水道事業の広域化というのがありますよね。それから、水道事業者は地方自治体のままだけれども、運営権を民間企業に売却する方式、これを推進しようというわけです。これ、コンセッション方式と呼んでいるんだけど、本市の場合はこの間、浄水施設の運転管理の一括民間委託をやってきて、局としては、それはよかったという総括しているんだけれども、私は果たしてそうですかということをずっと言い続けています。こうした中で、今度の審議会の考え方の中に、この今度の水道法改正による、事業者は地方自治体だけれども、運営権は民間に売ってしまうという選択肢がこの審議会の検討の中に入るのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　今回の附属機関の設置に関する提案理由の概要について、先ほど課長が申し上げたとおりでございます。審議する内容等につきましても、ご議決いただきました後に、規則等で定める中で詳細については定めていきたいというふうに考えております。お尋ねのコンセッション方式に関することでございますが、現時点では想定はいたしておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　現時点では想定していないという答弁です。今、世界の各国では、一旦コンセッションで民営化して大変な事態が生じたというので、逆に再公営化する流れが強まっているでしょう。２３５ぐらいの都市がそうしているという報道がありますよね。国会でもそういうことを議論された。例えば、世界的水メジャーの２者と公設民営で契約したことのあるパリ、１９８４年ですけれども、水道料金が２．２５倍になって、財務の不透明さも明らかになると。市民の批判が高まって２０１０年に再公営化と。それによって８％値下げというようなことも報道されています。

それで本市の場合は、例えば公立保育所のあり方検討委員会というのをつくったことあります、１０年以上前に。これ、いつの間にか公立保育所の民営化をどう進めるかという議論ばかりするようになっていったわけです。そうすると、名称も公立保育所民営化検討委員会と変わっていったわけです。この公立保育所というのを、水道事業だとかいうふうに切りかえていくと、同じ轍を踏むのはまずいんじゃないかと思うわけです。それで、重ねて企業管理者にお尋ねしますけど、現時点では考えていないと、コンセッション方式は、と言うんだけど、ずっと考えないというふうには言えないですか。

○議長（藤浦誠一）

　企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　私もずっと企業管理者でおるわけではないので、そこら辺の余り先のことまでは限定して申し上げがたいと思います。あくまでも今回の附属機関の設置に関しましては、提案理由に記載のとおり、事業の方向性、効率、効果的な事業運営に資するために設置するものでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　それでどれだけのリンク性があるかわからないけれども、昨年の国会で廃案になった水道法改正が今回、このような形で強行されたんです。その流れの中で、今のタイミングで上程理由もはっきりわからない、今後どうするかはつくってから考えますというような議案が出たというのを、感想を述べて質問を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　質疑を終結いたします。

「議案第１０６号」から「議案第１１８号」までの１３件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第１１９号」から「議案第１２５号」までの７件について、７番　川上直喜議員の質疑を許します。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　「議案第１１９号」から「議案第１２５号」については、新たに「ふくおか県央環境広域施設組合」を設立するということで、現在あるふくおか県央ないし飯塚・桂川の組合を廃止するという関係議案であります。そこで、この間に任意に協議が行われていたと思うけれども、上程に至る経過をお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部付課長。

○市民環境部付課長（合屋孝之）

　飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町、飯塚市・桂川町衛生施設組合、ふくおか県央環境施設組合の６団体におきまして、環境衛生施設のあり方について、事務レベルでの協議が進められておりました。その中で今後、進行する人口減少への対応及び資源循環環境共生型社会の実現に向けて、スケールメリットを生かした効率的な施設運営を図るため、２市２組合でそれぞれ運営をしている施設を一部事務組合で一体的に管理運営することを含めまして、既存施設の集約、再整備及び将来の広域的処理体系の構築に向けて、今後協議を進める必要があると取りまとめられました。

そのことを受けまして、平成２５年２月に、今後は広域的な取り組みについて、具体的に協議を進めていくと首長レベルで確認が行われまして、広域化の検討が進められました。平成２８年１１月には、本格的な協議を進めるため、環境施設等広域化協議に関する基本合意が各関係団体で取り交わされ、平成２９年４月に任意協議会が設置されました。任意協議会では、現一部事務組合の統合と、飯塚市、嘉麻市の直営施設を統合後の一部事務組合へ移管することについての協議がなされました。

会議の主な内容としましては、第１回から第３回までがスケジュールや会議の進め方、新組合の運営方針や規約内容等の方向性を整えるための９１の協議項目の確認についてでございまして、第４回から第１１回までが具体的に項目の協議を行い、その結果、平成３０年１０月に全て協議が整ったところでございます。第１２回の会議では、整った協議項目に沿いました規約案や関係自治体の議会に上程する議案の確認を行いましたので、本議会に議案として上程したものでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　施設については、一般ごみとリサイクル施設とし尿処理関係と斎場、火葬関係があろうかと思いますけど、概要をお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部付課長。

○市民環境部付課長（合屋孝之）

　２市２組合の環境衛生施設は、ごみ処理が４施設、リサイクルが３施設、し尿処理が４施設、火葬場が３施設で合計１４施設となります。

ごみ処理では、飯塚市クリーンセンターが飯塚地区を、桂苑が穂波、筑穂地区、桂川町を、ごみ燃料化センターが庄内、頴田、稲築地区を、嘉麻クリーンセンターが山田、嘉穂、碓井地区を、それぞれの処理区域としております。

リサイクルでは、飯塚市リサイクルプラザが飯塚地区を、桂苑が穂波、筑穂地区、桂川町を、ふくおか県央のリサイクルプラザが庄内、頴田、稲築地区を、それぞれの処理地区としております。

し尿処理では、飯塚市環境センターが飯塚地区を、穂波苑が穂波、筑穂地区、桂川町を、ふくおか県央の汚泥再生処理センターが庄内、頴田、稲築地区、小竹町を、嘉麻浄化センターが、山田、嘉穂、碓井地区を、それぞれの処理区域としております。

火葬におきましては、飯塚市斎場が飯塚市全域と小竹町を、筑穂園が飯塚市全域と桂川町を、嘉麻斎場が嘉麻市全域を、それぞれの処理区域としております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　発足はいつで、そこまでの流れはどうなるのか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部付課長。

○市民環境部付課長（合屋孝之）

　新組合につきましては、発足を平成３１年４月１日としています。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

基本的な予算の規模は幾らになりますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部付課長。

○市民環境部付課長（合屋孝之）

　今、予算については調整中でございますが、予算規模としましては約３０億円程度の見込みとしております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　例えば、１０年だと３００億円の予算出動規模ということになります。そこで、監視機関の組合議会が、役割が大きいだろうと思うんだけど、議員の構成については１５人ということで、そのうち飯塚市議会から互選により８人、嘉麻市議会から３人、桂川町議会から２人、そして小竹町議会から２人ということなんですけれども、この数字、比率は何に基づいて行われているんですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部付課長。

○市民環境部付課長（合屋孝之）

　この定数でございますが、今現在の両組合の議員さん、全員協議会を開催していただきまして、組合議会に関することのご意見をいただきました。その中で、まず基本的な考えでは、今現在の両組合は合計１８人でございますので、まずそれより少なくすること、市町の定数については１人ということであれば、仮に欠席になったときその団体の意見が反映されないことから、各市町２名を確保して、その他の定数は人口バランスを勘案することとしておりました。２回の協議会で意見をいただきまして、２回目に市町の定数は人口割、負担割の観点から、平等性も勘案し、先ほど議員が言われましたように、飯塚市８人、嘉麻市３人、桂川町２人、小竹町２人、議員の皆様から確認という形で、全員協議会で意見の調整をいただきました。そこで、協議会で改めて整えたものでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　今の話だと、人口比率にもよらない、それからごみ等の処分量にもよらない、何か政治的な話し合いによってのみ決まったというふうに聞こえますけど、そういうことになりますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部付課長。

○市民環境部付課長（合屋孝之）

　組合議員のことでございますので、まず組合議員さんからも意見をいただこうということでしております。ごみ処理とかそういうところではなく、構成については先ほど申しましたように負担割合、それから人口割とか、そういう観点から議員定数を、意見をいただいて定まったところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　基本的には現在の２つの組合の議会議員によってこれが決まったということですね。そうすると、議員報酬とか考えなければ、それぞれの選出議会があって、そこで報酬をもらっているわけですから、考えなければ人数にこだわる必要はないわけです。３つの自治体の議会全員でやったって構わんわけでしょう。それなのに、１８人をとにかく減らしましょうということから出発して、１人だと欠席になればゼロになるから２人にしましょうとか、そういうのは極めて不透明です。

それで、組合加入自治体の議会、例えば飯塚市議会とか、嘉麻市議会とか、桂川町議会あります。そこで、この３０億円の予算規模を持つことになる新規組合の予算は審議できるんですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部付課長。

○市民環境部付課長（合屋孝之）

　予算については負担金と、それから各収入によって予算を確保していきます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　そうするとよくわからないんだけど、飯塚市議会、嘉麻市議会、桂川町議会では、組合の予算を審議することはできないでしょう。議案そのものがないのに審議できない。それでチェック力は引き続き小さいし、そして予算規模が大きくなるということなんです。組合の議会議員は、現在の組合議会の議員が何の基準もなく話し合って決めたという状況があるんだけど、こういうので大事なごみ、リサイクル、し尿、火葬関係の事業をチェックできるのかという心配が生じるわけです。それで、組合長や組合議員の、本人または２親等以内のものが実質的に経営に関与する企業の請負辞退等を含む政治倫理条例の制定については、今後検討しますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部付課長。

○市民環境部付課長（合屋孝之）

　政治倫理条例については、今、組合については構成団体がございますので、新しい組合の中で検討されることと考えております。今、議員からいただいたご意見を新しい組合のほうにも受け継いで伝えたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上議員に申し上げますが、議案に対する質疑の範囲外にわたる事項と思われる発言があっておりますので、「発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」こととされておりますので、議案の範囲内での質疑を行っていただきますようにお願いをいたします。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　政治倫理条例について、議長からの指摘はあったんだけど、そうすれば規約の中にそうしたものをうたい込むことを検討しませんか、規約の中で。どうですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部付課長。

○市民環境部付課長（合屋孝之）

　規約のほうの中には、今、案を出しておりますように、このような案がありますので、改めてつくるということはできません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　いろいろ今、聞いていると、心配なことが幾つもあります、私からすれば。それで、住民にはこういう取り組みについてはどういうふうに周知、情報提供してきたのか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部付課長。

○市民環境部付課長（合屋孝之）

　市民の周知ということでございまして、平成３０年、ことしですけれども、１１月２６日開催の飯塚市公害防止対策委員会と、環境施設が設置されております幸袋地区で１１月２８日に開催されました幸袋地区の自治会長会において説明を行いました。皆様方から特にご意見がないところでございました。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　今私は、住民の皆さんにどのように情報提供していったかということだけを聞いたんですけど、余りしていないという答弁ですね。飯塚市であれば、今は消費税が８％だから、もともとは大きいごみ袋７００円、１０枚７００円のものを消費税８％つきで買わされていて、下手をすれば来年になると１０％の消費税がついて、押しつけられるというように、環境行政について非常に疑問を持ち、苦しんでいる住民が多いんだけど、そういう人たちには、市民にはこの間の経過も知らせていないし、ということですよね。では、意見をどのように聞いたか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部付課長。

○市民環境部付課長（合屋孝之）

　先ほどの周知ですけれども、周知につきましては、今後、飯塚市の自治会長の理事会等で説明にあがるように考えております。それから、関係市町の議会の議決を得ましたら、県に申請を行いまして、許可がおりましたら速やかにホームページ、それから広報、事務所等において周知を図るとしております。それから市民の意見になりますけれども、新組合に事務が移行となっても、例えば、料金とかごみの収集の方法が変わるといったような変更はございませんので、今のルートを引き継ぎますので、市民意見等の公募といいますか、そのようなところは行っていないところです。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　そのことも市民は今、知らないわけです。そのことも、今、初めて知る方が多いんではないですか。それで、そう急がないで、市民の中でも例えば目尾とか、そういう清掃工場がある地域の皆さん、小竹もあるでしょうけど、には説明もし、話も聞いたけど、圧倒的多数の住民には話を聞いていないわけでしょう。情報も伝えていないし、話も聞いていないと。とにかく発足しますと。決まったら伝えましょうと。こういうやり方をするような事業ではないと思うんです。きちんと住民に情報をつかんでもらって、そして意見を聞き、そしてやればいいじゃないですか。だから私は時期尚早だと思うんです。この１年ぐらいかけて、議案を撤回して、１年かけて住民の意見を聞くようにしたらどうですか。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上議員に申し上げます。会議規則第５１条第３項の規定により、「質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。」こととされておりますので、ご自身の意見は討論で述べていただきますようにお願いをいたします。

○７番（川上直喜）

　撤回しませんか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部付課長。

○市民環境部付課長（合屋孝之）

　新組合を設立することによりまして、今後の施設再編等を総合的に検討していくことができます。また、広域のスケールメリットを生かしまして問題解決を図ることができることから、新組合の考えに至っております。特に、ごみ処理に関しましては、いずれの施設も老朽化が問題となっておりますので、施設の建設等を視野に入れながら段階的な再編等の検討を行い、集約を図っていくと考えておりますので、撤回ということでは考えておりません。

（　発言する者あり　）

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部付課長、最後の答弁をもう一度。

○市民環境部付課長（合屋孝之）

時期尚早ということでございますが、いろいろな課題がございますので、撤回―――。

（　発言する者あり　）

○議長（藤浦誠一）

　静粛にお願いします。最後の答弁をもう一度はっきりと。

○市民環境部付課長（合屋孝之）

　撤回については考えておりません。

○議長（藤浦誠一）

　質疑を終結いたします。

「議案第１２６号」及び「議案第１２７号」、以上２件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

本案３９件については、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

「議案第１２９号　平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第６号）」から「議案第１４２号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」までの１４件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（梶原善充）

　ただいま上程されました議案のうち、まず予算関連議案から提案理由の説明をいたします。

「一般会計・特別会計補正予算書」の７ページをお願いいたします。「議案第１２９号　平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第６号）」につきましては、第１条で既定の予算に２８２２万９千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を６６４億１１４８万６千円にしようとするものでございます。今回の補正は、国家公務員の給与改定が行われましたので、これを参考にして職員の給与改定を行い、それに伴う経費を補正するものでございます。

４１ページの「議案第１３０号　平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」から、１１１ぺージの「議案第１３６号　平成３０年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）」までの特別会計につきましても、一般会計と同様の理由により、合計で３０３万４千円を追加しようとするものでございます。

続きまして、企業会計関連議案の提案理由を説明いたします。企業会計関連補正予算書の３ページをお願いいたします。「議案第１３７号　平成３０年度飯塚市水道事業会計補正予算（第２号）」から、２７ページの「議案第１４０号　平成３０年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第２号）」までの企業会計につきましては、一般会計と同様の理由により補正しようとするもので、４会計の人件費で２２３万５千円、それに伴う負担金等で２６万２千円の追加をいたしております。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、予算関連議案以外の議案について、ご説明いたします。追加議案書をお願いいたします。３ページをお願いいたします。「議案第１４１号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定が行われましたので、これを参考にして職員の行政職給料表及び期末・勤勉手当の支給率等を改定するものでございます。

１５ページをお願いいたします。「議案第１４２号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正されることとなり、公立学校職員の常勤講師の給与改定が行われることになりましたので、これを参考にして、本市教育職員の給料表及び地域手当を改定するものでございます。以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本案１４件については、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

提出されております請願が２件あります。請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第１７号」は協働環境委員会に、「請願第１８号」は福祉文教委員会に、それぞれ付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後　１時５４分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　藤　浦　誠　一

２番　　佐　藤　清　和

３番　　瀬　戸　　　光

４番　　兼　本　芳　雄

５番　　光　根　正　宣

６番　　奥　山　亮　一

７番　　川　上　直　喜

９番　　明　石　哲　也

１０番　　秀　村　長　利

１１番　　永　末　雄　大

１２番　　田　中　裕　二

１３番　　守　光　博　正

１４番　　江　口　　　徹

１５番　　梶　原　健　一

１６番　　吉　田　健　一

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　城　丸　秀　髙

１９番　　松　延　隆　俊

２０番　　上　野　伸　五

２１番　　田　中　博　文

２２番　　鯉　川　信　二

２３番　　古　本　俊　克

２４番　　森　山　元　昭

２５番　　勝　田　　　靖

２６番　　道　祖　　　満

２７番　　坂　平　末　雄

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　井　桁　政　則

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　岩　熊　一　昌

書記　　山　本　恭　平

議事調査係長　　太　田　智　広

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　西　　　大　輔

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　安　永　明　人

行政経営部長　　倉　智　　　敦

市民協働部長　　森　口　幹　男

市民環境部長　　中　村　雅　彦

経済部長　　諸　藤　幸　充

福祉部長　　山　本　雅　之

都市建設部長　　今　井　　　一

教育部長　　久　原　美　保

企業局長　　實　藤　和　也

　　国際交流推進室長　　原　田　一　隆

　　都市施設整備推進室長　　藤　中　道　男

　　環境施設等広域化担当次長　　永　岡　秀　作

公営競技事業所長　　山　本　康　平

福祉部次長　　石　松　美　久

都市建設部次長　　堀　江　勝　美

　　市民環境部付課長　　合　屋　孝　之

　　農業委員会事務局長　　大　庭　良　幸

　　企業管理課長　　福　田　憲　一